

手数料（報酬・費用）一覧

資料 2 - 5

No.	認 証 年月日	認 証 機 関	手数料				
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他
1	H19. 7. 6	一般財団法人 日本スポーツ仲裁機構	25,000円	—	—	—	相手方：調停応諾料金25,000円
3	H19. 9. 21	一般財団法人 家電製品協会	—	—	—	—	斡旋手続：無料 裁定手続：10,000円
4	H19. 11. 5	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター	—	—	—	—	斡旋：無料 審査：5,000円
5	H19. 11. 16	京都弁護士会	10,500円	—	紛争の価格100万円以下の部分：8.4% 100万円を超え300万円以下の部分：5.25% 300万円を超え3,000万円以下の部分：1.05% 3,000万円を超える部分：0.525%	—	成立手数料は原則折半
6	H19. 12. 17	大阪土地家屋調査士会	21,000円	21,000円	210,000円	—	期日手数料は2回目以降に必要、原則双方で負担。
7	H19. 12. 27	一般社団法人 日本商事仲裁協会	調停料金は 紛争の価額 に応じた金額	—	—	—	調停料金：申立人負担 500万円以下の場合：52,500円、500万円を超え1000万円以下の場合：73,500円、1000万円を超え1億円以下の場合：73,500円に1000万円を超える額の1.05%に相当する額を加えた額、1億円を超え10億円以下の場合：101万8,500円に1億円を超える額の0.525%に相当する額を加えた額、10億円を超え50億円以下の場合：547万3,500円に10億円を超える額の0.2625%に相当する額を加えた額、50億円を超える場合：1,624万3,500円
8	H20. 1. 25	愛媛県土地家屋調査士会	20,000円	各10,000円	1,000万円未満：20万円 1,000万円以上5,000万円未満：30万円 5,000万円以上1億円未満：50万円 1億円以上：50万円に1億円を超える価格の0.1%を加算した額	—	—
9	H20. 3. 14	横浜弁護士会	10,500円	—	100万円以下の部分：8.4% 100万円を超え300万円以下の部分：5.25% 300万円を超え3,000万円以下の部分：3.15% 3,000万円を超える部分：1.05%	—	成立手数料は原則折半
10	H20. 3. 19	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	5,000円	—	—	—	—
11	H20. 5. 14	財団法人 全国中小企業取引振興協会	—	—	—	—	調停料金：無料
12	H20. 6. 2	愛知県弁護士会	10,500円	—	100万円までの場合：8%×0.8 100万円を超え200万円までの場合：(5%+3万円)×0.8 200万円を超え500万円までの場合：(3%+7万円)×0.8 500万円を超え5,000万円までの場合：(2%+12万円)×0.8 5,000万円を超え1億円までの場合：(1%+62万円)×0.8 1億円を超える場合：(0.5%+112万円)×0.8	—	成立手数料は原則折半
13	H20. 6. 9	京都府社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 3. 31まで無料	—
14	H20. 6. 13	神奈川県司法書士会	5,250円	5,250円	—	—	紛争の価額が30万円超の場合、申立手数料21,000円、期日手数料10,500円（期日手数料は共同負担）

手数料（報酬・費用）一覧

資料 2 - 5

No.	認 証 年月日	認 証 機 関	手 数 料				
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他
16	H20. 7. 9	公益財団法人 東京都中小企業振興公社	—	—	—	—	調停料金：無料
17	H20. 7. 11	全国社会保険労務士会連合会	3,150円	—	—	—	—
18	H20. 7. 28	一般財団法人 ソフトウェア情報センター	50,000円+ 申立額に応じた額	各100,000円	500万円以下：12万円 500万円超—1,500万円以下：12万円+ (A-500万円) × 0.025 1,500万円超—3,000万円以下：37万円+ (A-1,500万円) × 0.02 3,000万円超—5,000万円以下：67万円+ (A-3,000万円) × 0.015 5,000万円超—1億円以下：97万円+ (A-5,000万円) × 0.012 1億円超—10億円以下：157万円+ (A-1億円) × 0.0085 10億円超—50億円以下：922万円+ (A-10億円) × 0.002 50億円を超える場合：運営委員会が定める	—	申立手数料は、5万円に申立額に応じて下記計算式により算出した額を加えた額 1,000万円までの部分：5万円 1,000万円を超え、10億円までの部分：100万円 10億円を超え、500万円迄ごとに10,000円
19	H20. 9. 22	社団法人 日本産業カウンセラー協会	27,000円	各6,000円	300万円以下：A × 8 % 300万円超—1500万円以下：24万円+ (A-300万円) × 3 % 1500万円超—3000万円以下：60万円+ (A-1500万円) × 2 % 3000万円超—5000万円以下：90万円+ (A-3000万円) × 1 % 5000万円超—1億円以下：110万円+ (A-5000万円) × 0.7 %	—	期日手数料は第2回期日から
20	H20. 9. 24	兵庫県弁護士会	21,000円	—	100万円以下の部分：8 % 100万円を超え300万円以下の部分：5 % 300万円を超え3,000万円以下の部分：1 % 3,000万円を超える部分：0.5 %	—	成立手数料は、原則折半、30%の範囲内で増減可
21	H20. 10. 29	事業再生実務家協会	525,000円+ 業務委託金	業務委託中 間金 210万円~ 1050万円	報酬金420万円~2100万円	—	申立手数料欄の525,000円は審査料 業務委託金(210万円~1050万円)、業務委託 中間金、報酬金は事実ごとに決定
22	H20. 12. 10	東京司法書士会	10,500円	各5,250円	140万円以下：金3万円 140万円を超え300万円以下：3万円+ (A-140万円) × 5 % 300万円を超え1000万円以下：11万円+ (A-300万円) × 3 % 1000万円超：32万円+ (A-1000万円) × 1 %	—	—
23	H20. 12. 24	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	20,000円	各10,000円	100万円以下の部分：10 % 100万円を超え500万円以下の部分：8 % 500万円を超え1000万円以下の部分：6 % 1000万円を超える部分：4 %	—	—
24	H20. 12. 26	沖縄県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	—
25	H21. 1. 19	静岡県司法書士会	21,000円	10,500円	—	—	申込時に申立人が期日手数料の3回分を前納 第4回以降の期日手数料は原則折半
26	H21. 1. 20	滋賀県司法書士会	21,000円	10,500円	—	H26. 3. 31まですべて無料	第2回以降の期日手数料は原則折半
27	H21. 4. 15	公益社団法人 家庭問題情報センター	3,000円	各10,000円	—	—	相手方：調停依頼手数料3,000円
28	H21. 5. 18	鹿児島県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—
29	H21. 5. 19	滋賀県土地家屋調査士会	10,500円	21,000円	105,000円	—	第2回以降の期日手数料は原則折半。成立手数料は第3回期日までに成立した場合であり、以降1回ごとに21,000円追加
30	H21. 5. 25	東京都行政書士会	3,600円	3,600円	—	—	第2回以降の期日手数料は原則折半

手数料（報酬・費用）一覧

資料2-5

No.	認 証 年月日	認 証 機 関	手数料				
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他
31	H21. 6. 1	徳島県土地家屋調査士会	10,000円	5,000円	300,000円	—	期日手数料は申立人の負担。成立手数料は双方で負担（第6回以降の場合は増額）
32	H21. 6. 19	特定非営利活動法人 留学協会	10,500円	各5,250円	50万円以下の場合：52,500円 50万円を超え300万円以下の場合：Aの10%の額の1.05 300万円を超える場合：（30万円+Aから300万円を超える額を引いた額の2%）の額の1.05	—	担当調停人報酬：1人当たり各2,625円負担
33	H21. 6. 26	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター	5,000円	5,000円	100万円以下：6万円 100万円超300万円以下：6万円+（A-100万円）×6% 300万円超500万円以下：18万円+（A-300万円）×4% 500万円超1000万円以下：26万円+（A-500万円）×2% 1000万円超2000万円以下：36万円+（A-1000万円）×1% 2000万円超：46万円+（A-2000万円）×0.6%	—	期日手数料は申立人負担。成立手数料は原則折半（事案の難易により30%の範囲で増減）。申立てと同時に郵送料1,000円必要
34	H21. 8. 13	愛知県社会保険労務士会	3,150円	各3,150円	解決額の5%	H26. 3. 31まですべて無料	成立手数料（解決額の5%）は当事者双方で負担
35	H21. 8. 14	大阪府社会保険労務士会	3,150円	—	—	H25. 12. 31まで無料	—
36	H21. 8. 17	千葉県土地家屋調査士会	10,500円	21,000円	100万円までは一律10万円 100万円超300万円まで：100万円を超える額に8%を乗じた額を前号の額に加算 300万円超1500万円まで：300万円を超える額に3%を乗じた額を前2号の額に加算 1500万円超3000万円まで：1500万円を超える額に2%を乗じた額を前3号の額に加算 3000万円超5000万円まで：3000万円を超える額に1%を乗じた額を前4号の額に加算 5000万円を超え1億円まで：5000万円を超える額に0.7%を乗じた額を前5号の額に加算 1億円超：1億円を超える額に0.5%を乗じた額を前6号の額に加算	—	第2回以降の期日手数料は原則折半
37	H21. 8. 17	兵庫県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H27. 5. 31まで無料	—
38	H21. 8. 19	福岡県社会保険労務士会	1,050円	—	—	—	—
39	H21. 8. 27	千葉県社会保険労務士会	3,150円	—	—	H26. 5. 1まで無料	—
40	H21. 9. 8	熊本県司法書士会	10,500円	10,500円	金50万円未満：15,750円 金50万円以上金100万円未満：31,500円 金100万円以上金140万円以下：金52,500円	—	期日手数料及び成立手数料は双方の負担
41	H21. 9. 14	神奈川県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—
42	H21. 9. 14	宮城県司法書士会	10,500円	10,500円	31,500円	H26. 3. 31まですべて無料	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半
43	H21. 9. 14	公益社団法人 総合紛争解決センター	10,000円	—	～100万円未満：15,000円 100万円以上～200万円未満：20,000円 200万円以上～500万円未満：30,000円 500万円以上～1000万円未満：50,000円 1000万円以上～5000万円未満：100,000円 5000万円～1億円未満：300,000円 1億円以上～1億5000万円未満：500,000円 以下、5000万円ごとに、250,000円を加算	—	成立手数料は事案の難易等により30%の範囲内で増減
44	H21. 10. 15	山形県社会保険労務士会	5,250円	—	—	—	—

手数料（報酬・費用）一覧

資料2-5

No.	認 証 年月日	認 証 機 関	手数料						
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他		
45	H21.10.16	東京都社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	H25.5.31まで無料	—	
46	H21.10.20	合同会社 コンサルティング岩田	21,000円	10,500円	500万円以下：A×8% 500万円超-1,000万円以下：11万円+A×6% 1,000万円超-5,000万円以下：21万円+A×4% 5,000万円超-1億円以下：72万円+A×3% 1億円超-3億円以下：125万円+A×2.5% 3億円超：300万円+A×2%	—	—	期日手数料3回分前納 第4回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半	
47	H21.10.23	神奈川県土地家屋調査士会	52,500円	10,500円	—	100,000円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半 成立手数料は1期日につき5万円を限度に加算（40万円限度）可	
48	H21.11.30	山口県司法書士会	10,500円	10,500円	—	31,500円	H25.3.31まで申立手数料半額、期日手数料及び成立手数料無料	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半	
49	H21.12.1	福島県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	H26.7.12まで申立費用・手続費用無	相手方：手続費用5,250円	
50	H21.12.1	特定非営利活動法人 医事紛争研究会	21,000円	各10,500円	300万円以下の場合：A×8% 300万円超1500万円以下：24万円+(A-300万円)×3% 1500万円超3000万円以下：60万円+(A-1500万円)×2% 3000万円超5000万円以下：90万円+(A-3000万円)×1% 5000万円超1億円以下：110万円+(A-5000万円)×0.7% 1億円超：145万円+(A-1億円)×0.5%	—	—	申立人が医療機関側の場合、申立手数料は42,000円。成立手数料は原則折半	
51	H21.12.18	長野県土地家屋調査士会	52,500円	21,000円	—	105,000円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半 成立手数料については40万円以下の加算可能	
52	H21.12.18	茨城県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	H25.3.31まで無料	—	
53	H21.12.18	埼玉県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	H27.3.31まで3,150円に減額	—	
54	H22.1.22	福島県司法書士会	21,000円	—	—	30,000円	H33.3.31まで東日本大震災に起因する紛争は減免	申立手数料及び成立手数料は原則折半	
55	H22.1.22	福岡県司法書士会	15,000円	各8,000円	100万円以下：3万円 100万円超：A×3%（ただし、上限は10万円） 合意成立の価額の算定不能な場合：5万円	—	—	—	
56	H22.1.22	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	—	損害賠償請求額に応じて 2,000~ 50,000円	50,000円	—	—	—	加入第1種金融商品取引業者は期日手数料負担
57	H22.1.26	社団法人 日本共済協会	—	—	—	—	—	無料	
58	H22.2.10	新潟県社会保険労務士会	5,250円	—	—	—	—	—	
59	H22.2.10	広島県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	H26.7.31まで無料	—	
60	H22.2.10	岐阜県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—	—	

手数料（報酬・費用）一覧

資料2-5

No.	認 証 年月日	認 証 機 関	手数料				
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他
61	H22. 2. 10	石川県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	—
62	H22. 3. 1	愛知県行政書士会	3,600円	各3,600円	—	—	—
63	H22. 3. 17	富山県司法書士会	10,000円	10,000円	30,000円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半。成立手数料は事案により10万円まで増額可能
64	H22. 3. 23	宮城県土地家屋調査士会	20,000円	20,000円	168,000円	—	期日手数料及び成立手数料は原則折半。成立手数料は第3回期日までの額（4回目以降42,000円／1回を加算）
65	H22. 4. 1	京都土地家屋調査士会	21,000円	各7,875円	210,000円	—	成立手数料は当事者連帯負担
66	H22. 4. 5	熊本県社会保険労務士会	—	—	解決金の2%	—	—
67	H22. 4. 5	北海道社会保険労務士会	10,500円	—	—	H25. 12. 31まで無料	—
68	H22. 4. 21	京都府行政書士会	5,250円	—	—	—	案件により調査費用（上限31,500円）
69	H22. 4. 21	山口県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 7. 31まで無料	—
70	H22. 4. 26	新潟県行政書士会	4,000円	4,000円	経済的利益の額の5%	—	第2回以降の期日手数料は原則申込人の負担。成立手数料は当事者で負担
71	H22. 5. 10	高知県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 6. 14まで無料	—
72	H22. 5. 25	和歌山県行政書士会	31,500円	—	—	—	申込時に別途郵送料等3,000円必要
73	H22. 8. 4	三重県社会保険労務士会	5,250円	—	—	—	—
74	H22. 8. 6	岡山県行政書士会	7,000円	7,000円	—	—	第2回以降の期日手数料は原則折半
75	H22. 8. 13	宮城県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	—
76	H22. 8. 25	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会	10,500円	31,500円	3千万円まで：0. 65%+115千円 5千万円まで：0. 55%+145千円 1億円まで：0. 40%+220千円 1億円超：0. 35%+270千円	—	期日手数料及び成立手数料は当事者双方が分担
77	H22. 9. 13	一般社団法人 日本流通自主管理協会	10,500円	—	—	H25. 8. 31までに受理決定した申立人が消費者の案件は申立手数料1,050円	申立人が事業者で相手方が消費者の場合52,500円、申立人・相手方も事業者の場合157,500円
78	H22. 9. 15	静岡県土地家屋調査士会	52,500円	21,000円	147,000円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半 成立手数料については40万円以下の加算可能
79	H22. 9. 15	滋賀県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 6. 12まで3,150円に減額	—
80	H22. 9. 15	富山県社会保険労務士会	5,250円	—	—	H26. 3. 31まで無料	—
81	H22. 10. 12	高知県土地家屋調査士会	5,000円	40,000円	40,000円	—	期日手数料は事務費込（3回開催分を一括して預託）。 成立手数料は和解契約書作成費及び事務費の合計（一括して預託）。
82	H22. 10. 25	香川県土地家屋調査士会	21,000円	各5,250円	紛争の価額が5000万円まで：一律157,500円 5000万円を超え8000万円まで：一律262,500円 8000万円を超え1億円まで：一律367,500円 1億円超：一律472,500円	—	期日手数料は2回目以降必要 成立手数料は原則折半
83	H22. 12. 24	静岡県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—
84	H22. 12. 27	神奈川県行政書士会	2,100円	4,200円	—	—	第2回以降の期日手数料は折半
85	H23. 1. 12	愛媛県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 3. 31まで無料	—

手数料（報酬・費用）一覧

資料 2 - 5

No.	認 証 年月日	認 証 機 関	手数料				
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他
86	H23. 2. 8	茨城県土地家屋調査士会	31,500円	21,000円	210,000円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半
87	H23. 2. 8	群馬県社会保険労務士会	5,250円	—	—	—	—
88	H23. 2. 14	宮崎県社会保険労務士会	1,050円	—	—	—	—
89	H23. 2. 25	宮崎県司法書士会	5,250円	10,500円	50万円未満：21,000円 50万円以上100万円未満：31,500円 100万円以上140万円以下：52,500円	—	期日手数料及び成立手数料は当事者の共同負担
90	H23. 3. 9	千葉司法書士会	5,250円	—	—	H26. 2. 28まで東日本大震災に起因する紛争は無料	—
91	H23. 3. 16	鹿児島県司法書士会	10,500円	10,500円	50万円未満：15,750円 50万円以上100万円未満：31,500円 100万円以上140万円以下：52,500円	—	期日手数料及び成立手数料は当事者の共同負担
92	H23. 3. 22	山梨県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 12. 8まで無料	—
93	H23. 3. 23	秋田県社会保険労務士会	3,150円	—	—	H27. 3. 31まで無料	—
94	H23. 3. 29	福岡県弁護士会	10,500円	—	100万円以下の部分：8% 100万円を超え300万円以下の部分：5% 300万円を超え3000万円以下の部分：1% 3000万円を超える部分：0.5%	—	成立手数料は原則折半
95	H23. 3. 29	栃木県土地家屋調査士会	20,000円	21,000円	105,000円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半 成立手数料については40万円以下の加算可能 別途調査費用等
96	H23. 3. 29	愛知県土地家屋調査士会	21,000円	各5,250円	157,500円	—	—
97	H23. 4. 5	島根県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 9. 30まで無料	—
98	H23. 4. 11	香川県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 4. 20まで無料	—
99	H23. 4. 11	長野県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—
100	H23. 6. 2	岡山県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—
101	H23. 6. 29	札幌司法書士会	20,000円	各3,000円	30,000円	H27. 3. 31まですべて無料	成立手数料は折半
102	H23. 8. 1	奈良県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 3. 31まで無料	—
103	H23. 9. 1	茨城司法書士会	10,500円	10,500円	50万円未満：15,750円 50万円以上140万円以下：31,500円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半
104	H23. 9. 1	弁護士法人TLEO 虎ノ門法律経済事務所	21,000円	各5,250円	100万円以下：8% 100万円超200万円以下：5%+3万円 200万円超500万円以下：3%+7万円 500万円超2500万円以下：2%+12万円 2500万円超6300万円以下：1%+37万円 6300万円超：一律100万円	—	—
105	H23. 9. 1	鳥取県社会保険労務士会	10,500円	—	—	—	—
106	H23. 10. 3	一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン	105,000円	—	商標権に関わる被害額が1千万円未満：各10万円 商標権に関わる被害額が1千万円以上5千万円未満：各20万円 商標権に関わる被害額が5千万円以上1億円未満：各30万円 商標権に関わる被害額が1億円以上：各50万円 侵害行為が商標権に関わらない時：各10万円	—	成立手数料は原則折半
107	H23. 11. 9	石川県土地家屋調査士会	52,500円	各5,250円	30~50万円	—	成立手数料は双方で負担

手数料（報酬・費用）一覧

資料2-5

No.	認証年月日	認証機関	手数料				
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他
108	H23. 11. 11	京都司法書士会	10,500円	10,500円	31,500円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半
109	H24. 2. 6	香川県司法書士会	10,500円	10,500円	10,500円	—	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半
110	H24. 2. 7	和歌山県社会保険労務士会	10,500円	—	解決金額の5%	—	成立手数料は折半
111	H24. 2. 22	兵庫県行政書士会	10,500円	5,250円	50万円以下の部分：10% 50万円超100万円以下の部分：8% 100万円超300万円以下の部分：5% 300万円超3000万円以下の部分：1% 3000万円超：0.5%	—	期日手数料は第3回期日から申込人が負担。成立手数料は経済的利益を受けた方が負担
112	H24. 2. 24	学校法人立教学院	5,250円	—	経済的利益が100万円以上の場合、経済的利益額の5%	—	—
113	H24. 4. 17	一般社団法人日本企業再建研究会	15,750円+ 調停手続開始 手数料 (21万円)	157,500円	1億円以下の部分：3% 10億円以下の部分：1% 20億円以下の部分：0.5% 20億円超の部分：0.3%	—	応諾後、第1回期日までに調停開始手数料が必要（申込人負担）。期日手数料は3回分で交互負担前納。成立手数料は原則折半
114	H24. 6. 4	埼玉県行政書士会	3,600円	3,600円	—	—	第2回以降の期日手数料は原則折半
115	H24. 7. 9	兵庫県土地家屋調査士会	10,500円	10,500円	300,000円	H28. 3. 31まで期日 手数料無料	第2回以降の期日手数料は双方負担。期日が6回以上となった場合、成立手数料は10万円を限度として追加
116	H24. 7. 11	長崎県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—
117	H24. 7. 19	一般社団法人電力系統利用協議会	21,000円	—	210,000円	—	—
118	H24. 8. 3	愛知県司法書士会	2,000円+ (相手方の 数×1,000 円)	各10,000円	60万円以下：3万円 60万円超140万円以下：A×4%+6,000円 140万円超300万円以下：A×3%+2万円 300万円超1000万円以下：A×2%+5万円 1000万円超1億円以下：A×1%+15万円 1億円超：A×0.5%+65万円	—	—
119	H24. 11. 1	日本知的財産仲裁センター	50,000円	各50,000円	各150,000円	—	調停人3名の場合、期日手数料・成立手数料は増額可（7万・20万） 成立手数料については、各30万円を上限に増額可
120	H24. 11. 15	徳島県社会保険労務士会	10,500円	—	—	H26. 3. 31まで申立 費用無料	—
121	H24. 11. 21	福井県社会保険労務士会	3,150円	—	—	—	—
122	H25. 2. 1	長野県司法書士会	3,150円	10,500円	50万円以下：5,250円 50万円超100万円以下：10,500円 100万円超140万円以下：21,000円	H26. 3. 31まですべ て無料	第2回以降の期日手数料及び成立手数料は原則折半
123	H25. 2. 21	一般財団法人日本自転車普及協会	5,250円	—	100万円までの部分：10万円までごとに3000円 100万円超500万円までの部分：20万円までごとに3000円 500万円超1000万円までの部分：50万円までごとに6000円 1000万円超10億円までの部分：100万円までごとに9000円	—	成立手数料の負担は合意書の負担割合による
124	H25. 3. 12	新潟県司法書士会	5,250円	10,500円	21,000円	—	第2回以降の期日手数料及び合意書作成手数料は原則折半

手数料（報酬・費用）一覧

資料 2 - 5

No.	認 証 年月日	認 証 機 関	手 数 料				
			申立手数料	期日手数料	成立手数料	時限措置	その他
125	H25. 3. 15	札幌土地家屋調査士会	21,000円	各10,500円	経済的利益の8%	-	第1回期日手数料は申立人のみ負担。成立手数料の最低額は21万円・最高額は52万5,000円